

木材コーディネーター基礎講座受講規約

20190701 公開

20210701 改定

第1条（定義）

「木材コーディネーター基礎講座」（以下「本講座」といいます。）は、NPO 法人サウンドウッズ（以下「当法人」といいます。）が実施します。

第2条（受講の申込み）

受講申込書に必要事項を記載し、当法人宛にメールで添付してお送りください。

第3条（受講資格）

受講対象者は、申請時において、森林所有者、森林林業、木材製造流通、建築プロダクト等木材の利用に関わる実務者とします。また、森林林業、木材製造流通、木材利用の普及促進にかかわる行政、業界団体、NPO 等団体に所属し当該業務を業としている方とします。

第4条（受講登録の成立）

募集要項と共に公開される受講申込書に必要事項を記入してメールに添付でお送りください。希望者多数の場合は、お送りいただいた申請書の内容審査をいたします。（審査に関する問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください）受講者の決定通知は、応募者全員に選考結果を募集要項に記載の期日までにメールでお知らせいたします。応募者は、選考結果と共に送りする金融機関振込先に、受講料を期日までにお支払いいただくことで、受講登録が成立することといたします。

第5条（受講料などの支払い）

受講料の額は、募集要項に記載の金額となります。

お支払い方法は受講者にのみ、選考結果と共にご連絡いたします。

2. 当講座は、公的団体や民間団体の助成を受けて実施いたします。助成金が内定した額により受講者に受講料の割引還元を行いますので、年度ごとに受講料額が変動することがございますのでご了承ください。

3. 交通費、宿泊費、食事代は各自ご負担ください。

第6条（予備講義）

荒天・交通遅延等により、止むを得ない事情により講座を実施できない場合は休講とします。休講の場合、原則として、募集要項記載の予備日に、代替講義を行います。受講が決定した時点で、予定の確保をお願いいたします。

2. 会場は予備講義の開催決定後にご連絡いたします。予備講義に出席できない場合でも、講義欠席の取扱いとなりますので、ご了解ください。

3. 休講および予備講義の際に生じた交通費等の損害は補償いたしかねますのでご了承ください。

第7条（振替受講）

本年度中に受講できなかった場合、初回受講年度を含む3年以内に同様の講座を受講すると修了できます。次年度以降に再受講される場合は、当講座本年度の募集要項に記載の受講料が必要です。

※ 次年度以降の講座開催場所は未定です。ご了承ください。

第8条（受講料の返金）

受講者都合による受講料の返金には対応できません。

第9条（演習時の安全管理）

演習時における安全管理は、講師・運営者からの注意事項に従い、各人で安全管理をお願いいたします。

2. 演習時には、ご受講の皆様全員につき、当法人で旅行傷害保険に加入いたします。その際、保険代理店に、受講者の氏名、生年月日、性別などを提出する場合がありますので併せてご了承ください。

第10条（講座修了の要件）

所定のカリキュラムすべてを受講完了すれば、当法人が「本講座」修了認定を行います。修了認定が得られると、木材コーディネーター研究会への入会資格が得られます。

第11条（認定制度）

修了認定後、当法人が実施する試験に合格した方を、准木材コーディネーターとして認定します。認定者の了解を得たうえで、希望者のお名前やご所属を当法人が運営するホームページ上に公開いたします。

第12条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物」といいます。）に関する著作権は当法人に帰属します。受講者が当法人の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（以下に例を示します）を行うことを禁じます。また、受講者は本著作物を自らの著作物に引用して使用してはなりません。

（1）本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（2）本著作物の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（3）私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第13条（個人情報の取り扱いについて）

当法人が収集した個人情報は、本講座の運営上の目的にのみ利用し、その他の目的には一切利用しません。利用に際し、情報の漏えい、流出、不正利用がないよう必要かつ適切な管理を行います。また、上記業務の全部又は一部を委託する場合があります。その場合、委託先に対し、契約等により必要かつ適切な管理を義務付けます。

以上